

議案第 3 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

川崎市総務 企画局指定 管理者選定 評価委員会	総務企画局が所管する公の 施設における指定管理者制 度の導入の適否並びに指定 管理者の選定及び評価に関 して調査審議すること。	8 人 以内	学識経験者	2 年
----------------------------------	---	-----------	-------	-----

」

を

「

川崎市都市 ブランド推	都市イメージを向上し、並 びに市民の川崎への愛着及	3 人	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の	委嘱 され
----------------	------------------------------	-----	------------------------	----------

進事業審査委員会	び誇りを醸成する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。		役職員	た日から当該日の属する年度の末日まで
川崎市政策評価審査委員会	総合的な計画における重要な政策等の評価に関して調査審議すること。	9人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民	3年
川崎市総務企画局指定管理者選定評価委員会	総務企画局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市本庁舎等設計事業者選定委員会	本庁舎等の建替えに係る設計委託を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱され、又は任命された日から

				平成 29 年3 月3 1日 まで
--	--	--	--	----------------------------------

」

に改め、同表川崎市行財政改革に関する計画策定委員会の項を次のように改める。

川崎市行財政改革推進委員会	行財政改革に関する取組及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	委嘱された日から当該年度の末日まで
---------------	------------------------------	------	-------	-------------------

別表第1川崎市協働・連携のあり方検討委員会の項を削り、同表川崎市自治功労賞選考委員会の項の次に次の1項を加える。

川崎市共に支え合う地	区における課題の解決を図るための市民が共に支え合	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民	委嘱され
------------	--------------------------	------	---------------------	------

域づくり検討委員会	う地域づくりの仕組みに関して調査審議すること。		た日から当該年度の末日まで
-----------	-------------------------	--	---------------

別表第1 川崎市温室効果ガス排出量ライフサイクル評価委員会の項を削る。

別表第2 川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

都市ブランド推進事業審査委員会等を設置し、行財政改革に関する計画策定委員会等を廃止するため、この条例を制定するものである。